

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第50号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第7条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(19)～(50) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19)～(50) (略)</p> <p>3～12 (略)</p>

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。